

# 第5次裾野市総合計画

## 基本計画骨子案



# 【施策の大綱 1】

## ひとりひとりが輝けるまち

### (子育て・教育・健康・文化)

#### <施策の柱>

1-1	子育てしやすいまちの推進.....	2
1-2	次代を担う子供の教育の推進.....	3
1-3	ライフステージに合わせた生涯学習の充実.....	4
1-4	こころとからだの健康づくりの推進.....	4
1-5	スポーツ・歴史・文化・芸術に親しむ環境づくり.....	5
1-6	多様性を尊重した共生社会の形成.....	6

**【施策の大綱1】 ひとりひとりが輝けるまち（子育て・教育・健康・文化）**

施策の柱	<b>1-1 子育てしやすいまちの推進</b>
ありたい姿	切れ目なく多様なニーズの子育て支援に応えています。
施策の柱の方向性	多様化する子育て支援へのニーズに答えるため、包括的な子育て支援が求められています。相談窓口の充足を始め、関係部署、関係機関等でスムーズかつスピード感を持った連携を図ることにより、子育てしやすいまちを目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃん訪問の実施率</li> <li>・検診（1.6歳、3歳、妊婦）の受診率</li> <li>・保育所待機児童がない状態の維持</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 母子支援体制の充実</b>	妊娠時から、子育て支援のための体系的な健康相談・健康教育の内容の充実を図るとともに、知識や情報の提供だけでなく、実践に移せるような支援・指導教育を実施します。 また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応するため、保健師等が相談支援を実施し切れ目ない支援体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・1歳6か月児・3歳児健康診査</li> </ul>
<b>(2) 保育サービスの充実と質の向上</b>	幼児教育・保育の無償化により、保育需要の増加する中「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保育ニーズに対応していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の質の向上</li> <li>・延長保育・預かり保育事業の充実</li> <li>・地域子育て支援拠点の充実</li> </ul>
<b>(3) 保育施設の機能充実</b>	老朽化が進む施設を適切に管理しながら、「幼児施設整備基本構想（改訂版）」に基づき、幼稚園及び保育園の認定こども園化、統合、民営化等により適正な施設配置を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園化</li> <li>・幼児施設の再配置</li> <li>・幼児施設の民営化</li> </ul>
<b>(4) 幼児教育の充実と質の向上</b>	子どもたち一人ひとりの個性と発達の段階を踏まえ、集団生活や遊びを通して健やかな心身の育成を進めるとともに、小学校との連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭の適正配置</li> <li>・保育士の適正配置</li> <li>・公立幼稚園・保育園へのALT配置</li> <li>・小学校との連携体制の整備</li> <li>・教育の質の向上</li> </ul>
<b>(5) 子育ての相談体制の充実</b>	幼児期に関わらず児童に関する相談体制の充実と、関係機関との情報連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康相談事業</li> <li>・要保護児童対策地域協議会等による連携体制の強化</li> <li>・児童虐待防止の啓発活動</li> <li>・家庭児童相談体制の強化</li> </ul>
<b>(6) 子育て支援・応援体制の充実</b>	安心して子育てできるまちを目指し、子育てに係るあらゆる機関が繋がることで、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センター事業</li> <li>・みんなで子育てするまち推進事業</li> <li>・子育て相談支援員配置事業</li> </ul>
<b>(7) 放課後の居場所づくりの推進</b>	昼間保護者がいない家庭の小学生の児童（1年生～6年生）を、授業の終了後適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため放課後児童室を18ヶ所設置している事業を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童室の開設、維持管理</li> <li>・放課後児童室の運営委託</li> </ul>
<b>(8) 子育て世帯への経済的支援</b>	児童手当等の支給や医療費の助成による子育て世帯への経済的な支援の継続を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当等支給事業</li> <li>・医療費の助成</li> <li>・ひとり親支援</li> <li>・子どもの貧困対策</li> </ul>

**【施策の大綱1】 ひとりひとりが輝けるまち（子育て・教育・健康・文化）**

施策の柱	<b>1-2 次代を担う子供の教育の推進</b>
ありたい姿	多様な人々とかかわりながら主体的に考え、未来を切り拓く児童生徒が育っています。
施策の柱の方向性	多様な人々との関わりは、子どもたち同士や教職員との関係だけでなく、地域社会やインターネットを通じた広がりの中に創出され、子どもたちは多くの課題を、持続可能な社会の創り手として、他の人と協働しながら考え、行動します。そのためには、出会いの場として、地域とのより密接な関係、ICT環境の整備、英語をはじめとした多様な言語や考え方に会えるようにすること、また、子どもたちの出会いをファシリテートできる教員の資質向上のための研修の場が必要となります。また、安全安心のもと、これからの社会要求事項に則した環境整備を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合</li> <li>・児童生徒に対するタブレット普及率</li> <li>・コミュニティ・スクールの設置率</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1)豊かな人間性、生きる力の育成</b>	持続可能な社会の担い手として、多くの人と出会い、様々な体験を通して、他と協働し、よりよい社会やよりよい未来を創っていかうという柔軟でたくましい人間性を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほんものどふれあう学習」</li> <li>・総合学習での「ふるさと学習」</li> <li>・国際理解教育の推進</li> </ul>
<b>(2)健やかな成長の推進</b>	子供たちの心身の健康のために、健康教育の充実を図るとともに、がんや自殺といった現代が抱える課題に対応する教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力向上の推進</li> <li>・心身ともに健康な体づくりの推進</li> <li>・栄養教諭と連携した食育指導の推進</li> <li>・安全安心な学校給食の運営</li> </ul>
<b>(3)一人ひとりを大切にす教育の推進</b>	予測困難な時代を生きる、さまざまな悩みを抱える児童生徒の支えとなり、一人一人がいきいきと生活するためのきめ細かな対応ができる人的支援と物的支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに寄り添った特別支援教育の充実</li> <li>・いじめや不登校に対する支援体制の充実</li> </ul>
<b>(4)学校の教育力の向上</b>	2020年から新学習指導要領のもと教育が実施される。新しい時代に必要な資質・能力を正しく捉え、時代に合った教育を進めるとともに、一人一人の学びを保証し、支えるための支援体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援拠点「学びの森」による支援づくり</li> <li>・個に対応するきめ細かな支援体制づくり</li> <li>・新学習指導要領に対応する研修会の実施</li> </ul>
<b>(5)時代に即した学校環境の充実</b>	学校施設の老朽化が進む中、学校環境を安全に維持管理する。新学習指導要領改訂に合わせて ICT 機器等の環境整備を推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT機器の整備（教育総務課）</li> <li>・ICT活用研修会等の実施（学校教育課）</li> <li>・小中学校管理運営事業</li> <li>・学校適正規模・適正配置検討事業</li> </ul>
<b>(6)地域とともにある学校づくり</b>	未来を担う子供たちの豊かな成長のために、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域と共有し、地域と学校が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールの推進</li> <li>・しずおか寺子屋創出事業による学習支援</li> <li>・地域学校協働活動による学校支援</li> </ul>

**【施策の大綱1】 ひとりひとりが輝けるまち（子育て・教育・健康・文化）**

施策の柱	<b>1-3 ライフステージに合わせた生涯学習の充実</b>
ありたい姿	世代に応じた学習機会の提供ができ、生涯学習活動に参加する市民が増えています。
施策の柱の方向性	市民が生涯にわたって生きがいを持ち、学習ができる地域社会の実現を目指すため、生涯学習活動ができる機会を提供し、生涯学習・社会教育環境の充実を目指します。 公民館講座のあり方を検討し、自主的サークル活動（公民館活動）の支援を図り、学び集うことで人とのつながりを通じた地域の形成を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習をしたことがある人の割合</li> <li>・生涯学習センター利用者数</li> <li>・東西公民館・東地区コミュニティセンター利用者数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1)学習環境の充実</b>	生涯学習・社会教育環境の整備・充実とともに、指定管理者と連携して生涯学習センターの有効活用を図ります。	・生涯学習センター情報誌発行
<b>(2)学習機会の充実</b>	生涯学習センターの事業を通して、より市民のニーズに合った講座等を開設します。	・生涯学習センター自主事業
<b>(3)公民館活動の充実</b>	公民館講座の実施と施設の安定的で効率的な管理運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館講座の充実</li> <li>・公民館講座作品展示会の開催</li> <li>・公民館等の利用促進</li> </ul>
<b>(4)青少年の育成支援</b>	青少年の育成活動の活動者を増やすため、青少年育成関係団体活動の指導者となる青年層の支援を行います。	・青少年の健全育成環境の整備
<b>(5)育成主体への支援</b>	家庭教育力を向上させる体制づくりを行います。	・家庭教育講座の開催

**【施策の大綱1】 ひとりひとりが輝けるまち（子育て・教育・健康・文化）**

施策の柱	<b>1-4 こころとからだの健康づくりの推進</b>
ありたい姿	市民が自身の健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりを実践しています。
施策の柱の方向性	市民一人ひとりが心身ともに健康で、年齢や性別を問わず心豊かに生活し、生きがいや幸せを実感できるように、地域の実情などを踏まえながら、全ての市民が自ら健康づくりを実践できる社会の実現を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の健康状態が健康であると答える人の割合</li> <li>・健康づくりの支援の満足度</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1)健康意識の啓発</b>	市民の健康意識を高揚するための啓発事業を実施します。	・健康意識を高揚するための啓発事業を実施する
<b>(2)健康づくりプログラムの充実</b>	心身ともに充実することが重要であり、こころの悩みを相談しやすい環境を整えるとともに、健康づくりの充実に向け、相談窓口の充足など多くの市民が参加できるような健康づくりプログラムを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康づくりを推進する事業を実施する</li> <li>・健康相談窓口の充実</li> </ul>
<b>(3)疾病予防・重症化予防の推進</b>	自身の健康状態を把握させるため、がん検診をはじめとする各種健康診査の受診率向上を図ることにより、早期発見、早期治療を実施します。また、感染症予防・発病予防・重症化予防・感染症の蔓延予防を目的に予防接種に関する知識の普及や予防接種率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種に関する知識の普及と接種勧奨の実施</li> <li>・各種がん検診の受診率向上と啓発活動の実施</li> <li>・成人歯周疾患検診受診率向上と啓発活動の実施</li> </ul>
<b>(3)市民参加の体制づくり</b>	自ら健康対策への取り組みが実施できるよう市民が健康づくりに参加できる体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科保健活動の円滑な推進</li> <li>・食育推進のため関係団体との情報交換や連携強化の推進</li> </ul>

**【施策の大綱1】 ひとりひとりが輝けるまち（子育て・教育・健康・文化）**

施策の柱	<b>1-5 スポーツ・歴史・文化・芸術に親しむ環境づくり</b>
ありたい姿	市民一人ひとりがスポーツ・歴史・文化・芸術に親しんでいます。
施策の柱の方向性	市民のスポーツ参加意欲の高揚や生活の中で文化芸術活動に触れられるまちづくりに向けて、スポーツや文化活動等に市民一人一人が親しむことができる環境づくりを目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回以上の運動習慣のある市民の割合</li> <li>・図書館資料の貸出冊数</li> <li>・図書館の入館者数</li> <li>・市民文化センターの利用者数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1)生涯スポーツの振興</b>	年齢性別や障害の有無、程度に関わらず、市民の誰もがスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ教室の開催等を通じ、市民のスポーツ参加意欲の高揚を図るほか、市民の自発的なスポーツ活動の育成や関係諸団体への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動習慣の定着と拡大</li> <li>・子どもたちの体力向上</li> <li>・世代や障がいの程度に応じたスポーツ機会の創出、充実</li> <li>・地域スポーツ環境の整備</li> </ul>
<b>(2)スポーツ関連施設の整備・充実</b>	スポーツ施設の計画的な整備及び充実を図るとともに、老朽化の進む既存施設の長寿命化を実施し、施設利用者の安全を確保します。また、指定管理者制度により民間のノウハウを活かし、施設の利便性向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各スポーツ施設の整備</li> <li>・学校開放事業の充実</li> </ul>
<b>(3)文化財や文化活動の保存・保護</b>	市内の貴重な文化財や伝統文化を保護・継承し、豊かな生活が実感できる社会の実現のため、活動の場を提供し、郷土の誇りである富士山や文化について情報発信をしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山文化の振興</li> <li>・文化財の保護と活用</li> <li>・文化財保護審議会での審議</li> </ul>
<b>(4)文化活動の振興</b>	文化団体の育成支援とともに、文化施設の活用促進や、文化活動の推進を図ります。指定管理者制度により民間のノウハウを生かし、文化普及振興や文化施設の整備充実を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民芸術祭の開催</li> <li>・文化センターでの自主事業</li> </ul>
<b>(5)図書館サービスの充実</b>	多岐にわたる資料・情報の収集に努め、図書館資料の充実を図ります。シニアサービス、障がい者サービス等、新規の取組みも実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館資料の充実</li> <li>・読書習慣の定着</li> <li>・講座・講演会、市民参加型イベントの開催</li> </ul>

**【施策の大綱1】 ひとりひとりが輝けるまち（子育て・教育・健康・文化）**

施策の柱	<b>1-6 多様性を尊重した共生社会の形成</b>
ありたい姿	自らの意思によって多様なライフスタイルが選択でき、市民が活躍しています。
施策の柱の方向性	これからの人口減少・少子高齢化の進む社会においては、女性も男性も、お年寄りも若者も、更には外国人も、家庭、職場、地域などあらゆる場面で、誰もが活躍できる社会づくりが必要となります。様々な人々が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、共に責任を分かち合う、男女共同参画や多文化共生の地域づくりの実現に向け、多様なライフスタイルを可能にするための環境整備に取り組みます。こうした取り組みを通して、市民一人ひとりのいきいきとした暮らしの実現を目指します。
成果指標	・性別にかかわらず個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う市民の割合

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取り組み
<b>(1)男女共同参画の推進</b>	あらゆる場において、男女が共に責任をもって関わっていくことを促進するため、仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し、地域における子育て・介護の支援拠点・相談体制の充実など、あらゆる分野で女性が活躍できる環境の整備とともに一人ひとりの意識改革を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業講話</li> <li>・男女共同参画推進講座</li> </ul>
<b>(2)多文化共生の推進</b>	地域社会の構成員として、外国人の社会参画を促す仕組みが必要であるため、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談</li> <li>・日本語教室</li> </ul>

## 【施策の大綱 2】

### 地域資源を活用した魅力あふれるまち

#### (産業・観光)

##### < 施策の柱 >

2-1	企業誘致・定着の推進	8
2-2	新たな価値を創出する産業基盤づくり	8
2-3	商工業の活性化の支援	9
2-4	特色を活かした農林業の振興	10
2-5	地域が潤う観光まちづくりの推進	11
2-6	富士山麓の魅力を活かしたスポーツツーリズムの推進	11

**【施策の大綱 2】 地域資源を活用した魅力あふれるまち（産業・観光）**

施策の柱	<b>2-1 企業誘致・定着の推進</b>
ありたい姿	企業誘致・立地維持に向けた基盤や体制が整っています。
施策の柱の方向性	企業誘致を促進するため、新たな事業用地を整備するとともに、既存立地企業の投資対象として、また新規立地希望企業の検討対象として、企業に選ばれるための基盤づくりや体制の整備を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地に伴う雇用増数</li> <li>・工場立地法の届出件数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 新たな事業用地の整備</b>	企業誘致を推進するため、新たな事業用地の整備に向けた取組みを行います。 また、企業・事業者の立地や設備投資の促進を目指した補助制度や補助制度の補完的な認定制度を推進することで、企業・事業者の投資等の誘引を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用調整・基盤整備</li> <li>・裾野市企業立地促進事業費補助制度</li> <li>・先端設備等導入計画認定</li> </ul>
<b>(2) 企業立地維持の推進</b>	企業・事業所の経済活動を支援し、企業と地域の協力関係を高めることにより、企業の立地維持を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業訪問</li> </ul>

**【施策の大綱 2】 地域資源を活用した魅力あふれるまち（産業・観光）**

施策の柱	<b>2-2 新たな価値を創出する産業基盤づくり</b>
ありたい姿	既存事業の拡大や創業・起業にチャレンジしやすい環境が整っています。
施策の柱の方向性	産業において、何かを始める・何かを拡張する・将来を見据えた取り組みをするなど、チャレンジする人材や企業の成長をサポートする取り組みを推進することにより、新たな価値の創出を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のサポートを受けたことによって売上が増加した事業者数</li> <li>・創業件数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 創業・起業しやすい環境づくり</b>	地域産業の活性化に向けて、事業規模拡大、創業・起業の支援を着実に進めると共に、地域課題の解決策の産業化などを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業支援・創業支援</li> </ul>
<b>(2) 産業連携の推進</b>	新たなまちづくりに向けた、あらゆる産業分野の連携と相互補完を進めるための信頼関係の構築を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興・産業連携事業</li> </ul>

**【施策の大綱 2】 地域資源を活用した魅力あふれるまち（産業・観光）**

施策の柱	<b>2-3 商工業の活性化の支援</b>
ありたい姿	商店街の活性化が図られ、市民等が商店街を回遊し、買い物やウィンドウショッピング、おしゃべりなどを楽しむ光景がみられます。
施策の柱の方向性	商店街を回遊するためには、市民が、そこに自ら来たくする理由が必要となります。商店街の中心となる駅などの交通機関の利用者の増大、買い物がしやすい店舗となるような工夫。ここですしか手に入らない物やサービスを作っていくことが必要となります。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人当たりの所得額の県内順位</li> <li>・商店街独自のイベント実施回数</li> <li>・ベネフィ駿東会員数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 中小企業・団体等の支援体制の構築</b>	中小企業・小規模企業振興基本条例を推進していくにあたり、中小企業等振興推進会議を設置し、産学官金連携で中小企業・小規模企業を支援していくための施策を構築していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等振興推進会議の設置</li> <li>・中小企業・団体等への企業訪問</li> </ul>
<b>(2) 商店街の活性化、中小企業の育成支援</b>	各商店街が企画する定期的なイベント等を実施し商店街を回遊する買い物客を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街企画支援の実施</li> <li>・すそのブランドの推進</li> </ul>
<b>(3) 勤労者福祉環境の充実</b>	中小企業の振興並びに地域社会の発展に寄与するため公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンターが実施する事業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンター支援事業</li> </ul>

【大綱 2】 地域資源を活用した魅力あふれるまち（産業・観光）

施策の柱	<b>2-4 特色を活かした農林業の振興</b>
ありたい姿	新たな担い手と共に、収益性や裾野市らしさがある農林業に取り組んでいます。
施策の柱の方向性	農林業者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地や手入れが行き届かない山林が増加傾向にある中、裾野市の特性を生かした農林業に取り組める環境を整備し、新たな担い手の発掘や既存農林業者の事業継続を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者数（参入法人数）</li> <li>・戦略作物、特産作物の作付面積</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 営農環境改善のための基盤整備</b>	ほ場整備事業等により、公共用地等の非農用地を創出し、土地利用の秩序化を行います。また、田畑及び農道を整備することにより、耕作放棄地の発生を抑制します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備(深良大洞川土地改良区)</li> <li>・市道 1-4 号線舗装補修工事</li> </ul>
<b>(2) 後継者の確保と支援</b>	農林業者の所得向上につながる支援を継続しつつ、次世代の担い手の確保を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就農希望者支援</li> <li>・担い手の確保</li> </ul>
<b>(3) 特産化、六次産業化の推進</b>	戦略作物等の耕作者に対する支援を行い、市内耕作放棄地の解消を目指す。収穫した作物の六次産業化に向けた支援を行い、農業者の所得向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略作物（そば）の栽培</li> <li>・戦略作物（キノア）の試験栽培</li> <li>・緑化作物の栽培</li> </ul>
<b>(4) 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用</b>	適切な制度運用を図り、優良農地の保全に努める。農業に携わる機会を創出し、農業に対する意識の向上と耕作放棄地の解消を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業体験の実施</li> <li>・適切な制度運用</li> <li>・耕作放棄地の解消</li> </ul>
<b>(5) 森林資源の有効活用</b>	森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な森林整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐の推進</li> <li>・基幹林道の整備</li> </ul>
<b>(6) 有害鳥獣対策の推進</b>	猟友会や鳥獣被害対策実施隊等と連携し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の捕獲</li> <li>・鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動の実施</li> <li>・狩猟免許新規取得の支援</li> </ul>

【大綱 2】 地域資源を活用した魅力あふれるまち（産業・観光）

施策の柱	<b>2-5 地域が潤う観光まちづくりの推進</b>
ありたい姿	裾野市の魅力を観光に生かし、裾野市にまた来たい、裾野市を人にすすめたいと感じる人が増えています。
施策の柱の方向性	裾野市には、世界遺産富士山の景観や歴史文化、夏まつりなどのイベント、山岳観光など、集客力のある観光資源があります。これらの魅力的な観光資源を活かした事業展開により交流人口の拡大を図るとともに、新たな“着地型観光”の取組みを支援し、当地ならではの体験・交流により裾野市のファンを増やししながら、来訪者の地域内消費引き上げを目指します。 また、観光関連事業者等との連携強化、観光施設の整備により、ソフト・ハード両面での受入体制の構築を目指します。
成果指標	・観光レクリエーション客数 ・市内宿泊客数

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
(1) 地域資源の再創造による交流人口の拡大	観光資源を活かした裾野市らしい集客イベントを実施し、交流人口の拡大を目指します（量的拡大）。裾野市ならではの観光商品・サービスを提供する“着地型観光”の取組を支援します（質的拡大）。	・交流人口拡大イベント事業 ・体験型観光プログラム支援事業
(2) 観光推進体制及び基盤の構築	市内観光事業者への支援・連携、及び広域連携により、観光推進体制の構築を図ります（ソフト整備）。公共観光施設の整備を行い、安全性の確保、多様な受入れの実現並びに魅力向上に努めます（ハード整備）。	・観光案内所運営補助事業 ・観光施設維持管理事業 ・観光における広域連携事業

【大綱 2】 地域資源を活用した魅力あふれるまち（産業・観光）

施策の柱	<b>2-6 富士山麓エリアの力を活かしたスポーツツーリズムの推進</b>
ありたい姿	準高地トレーニングやサイクリング等で裾野市を訪れる人や団体が増え、市民がアスリートと交流し、スポーツに親しむ機会が増えています。
施策の柱の方向性	裾野市の準高地環境、冷涼な気候、首都圏からのアクセスの良さ等、地域資源を活用し、スポーツ合宿の適地として誘致に取り組むほか、水ヶ塚公園を拠点として富士山麓の自然環境を活用したスポーツツーリズムやヘルスツーリズムへの展開を目指します。 東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレースのレガシーを活用し、市民スポーツの振興と交流人口の拡大を目指します。
成果指標	・スポーツ合宿延べ宿泊者数 ・サイクルイベント参加者数

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
(1) スポーツ合宿の誘致	準高地トレーニングをはじめとした当市の地域資源を生かしたスポーツ合宿誘致に取り組みます。	・誘致活動
(2) 東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレースレガシーの推進	東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレース開催後、裾野市としてのレガシーを残す取り組みを実施します。	・サイクリングイベントの実施 ・バイシクルピット設置の推進



## 【施策の大綱 3】

### 安全・安心に住み続けられるまち

#### (環境・防災・医療・福祉)

##### < 施策の柱 >

3-1	環境負荷の少ないまちづくりの推進.....	14
3-2	災害に強くしなやかな地域社会の形成 .....	15
3-3	安全な生活と交通の確保 .....	16
3-4	安心して暮らせる地域医療体制の確保 .....	17
3-5	地域で支え合う福祉の充実.....	18

**【施策の大綱 3】 安全・安心に住み続けられるまち（環境・防災・医療・福祉）**

施策の柱	<b>3-1 環境に配慮した持続可能な社会の形成</b>
ありたい姿	市民とともに環境負荷の少ないまちづくりを実践しています。
施策の柱の方向性	市民、企業、NPO、団体等と連携し、ごみの6Rや地球温暖化対策を推進するほか、脱炭素化やSDGsの実現に向けて、エネルギー、防災、交通・移動、ライフスタイル、ビジネスの観点から自立・分散型の社会を形成しつつ、それらが相互に補完し合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の構築を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心で快適な住環境に対する市民満足度</li> <li>・市民1人1日当たりのごみ排出量</li> <li>・生活排水処理率</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 環境満足度の向上に向けた取組みの推進</b>	大気・水質・騒音・振動・悪臭等公害苦情やペットに係る苦情、樹木や空き地に係る苦情の早期解決、未然の防止に努め、苦情件数の減少を図ることで、住環境の改善による環境満足度の向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気・水質・騒音・振動・悪臭等公害苦情の早期解決</li> <li>・ペットに係る苦情の早期解決</li> <li>・樹木や空き地に係る苦情の早期解決</li> </ul>
<b>(2) ごみ減量と6Rの推進</b>	ごみの6Rを推進し、1人1日当たりのごみ排出量を抑制します。とりわけ、プラスチックごみや食品廃棄物、事業系一般廃棄物の削減を図ることで、焼却施設の延命化や温室効果ガスの縮減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民1人1日当たりのごみ排出量の抑制</li> <li>・6R啓発活動の推進</li> <li>・プラスチックごみの削減</li> <li>・食品ロスの削減</li> <li>・不法投棄の撲滅</li> </ul>
<b>(3) 地球温暖化対策の推進</b>	温室効果ガスの削減を図るため、家庭用エネルギー機器の設置や次世代自動車の購入を支援します。環境イベントや環境教育を通じて、地域全体で地球温暖化対策を実行しやすい機運を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用新エネルギー機器の設置推進</li> <li>・エンジン車に代わるFCVやEV車等次世代自動車の普及</li> <li>・環境イベントの開催・環境情報の発信</li> <li>・環境教育の推進</li> </ul>
<b>(4) 浄化槽の適正管理と河川水質の向上</b>	河川水質を向上させるため、合併処理浄化槽の普及促進や浄化槽パトロールを実施します。また、集中浄化槽の更新事業を支援し、河川水質の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽の普及促進</li> <li>・浄化槽パトロールの推進</li> <li>・老朽化した集中浄化槽への支援</li> <li>・河川水質の監視</li> </ul>
<b>(5) 施設の更新整備・延命化</b>	老朽化した美化センターの早期更新を目指します。埋立が完了した第一期処分場の早期廃止と第二期処分場の延命化を目指します。市営墓地の整備及び販売方法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新美化センターの更新</li> <li>・第一期最終処分場の早期廃止</li> <li>・第二期最終処分場の延命化</li> <li>・市営墓地の整備及び販売方法の検討</li> </ul>
<b>(6) 地域循環共生圏の構築</b>	脱炭素化やSDGsを実現するため、ウーブン・シティとの連携により、地域循環共生圏の構築に向けた取組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウーブン・シティとの連携による地域循環共生圏の構築</li> </ul>

**【施策の大綱 3】 安全・安心に住み続けられるまち（環境・防災・医療・福祉）**

施策の柱	<b>3-2 災害に強くしなやかな地域社会の形成</b>
ありたい姿	市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮らしています。
施策の柱の方向性	市民一人ひとりが防災に対して主体的に行動できるよう（自助）支援するとともに、災害への対応力を地域の中で強化し（共助）、行政・防災関連団体・民間事業者等それぞれが様々なかたちで連携・協力しながら（公助）、減災・災害対応の取組の輪を広げ、市民の安心・安全感の向上を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の防災備蓄率</li> <li>・避難所・避難方法の周知率</li> <li>・防災訓練への参加者数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1)防災力・減災力の強化</b>	市民の防災意識の向上、自主防災組織の体制強化の支援を実施し、平常時から防災を意識できるまちづくりを進め、災害時には被害を最小限に留めるように取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災に関する情報発信の充実</li> <li>・市民の防災意識向上のためのPR、勉強会等の実施</li> <li>・地区防災計画の策定、自主防災会資機材の充実</li> <li>・避難地・避難所の充実</li> <li>・消防団の体制強化・活動支援</li> </ul>
<b>(2)実践的な防災訓練の実施</b>	各種災害に対する効果的・効率的な対応に向けて実践的な訓練実施を推進するため、自主防災組織や企業と市災害対策本部の連携を図るとともに必要な情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行性のある防災訓練の実施</li> <li>・市災害対策本部の業務の円滑な実行</li> </ul>
<b>(3)河川の整備・維持管理</b>	多発する異常気象による自然災害に対応する機能と生物への配慮を両立させながら、計画的かつ効率的な河川改修を行います。また、河川構造物の修繕及び草刈や堆積土撤去等の実施により、河川の流下能力を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未整備河川の整備</li> <li>・河川の維持管理</li> </ul>
<b>(4)土砂災害危険箇所の調査・整備の要望</b>	治山治水、土砂災害防止のため、危険箇所の把握と河川等への砂防堰堤の整備を引き続き要望します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の把握、砂防堰堤の整備の要望</li> </ul>
<b>(5)森林の多面的機能の保全</b>	集中豪雨等による山地災害の防止や地下水かん養等、森林の持つ多面的機能を保全・発揮させるため、間伐や土砂流出の防止など、適正な森林整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐や土砂流出防止対策</li> </ul>
<b>(6)東富士演習場関連の環境整備</b>	東富士演習場外周部に景観保全のために設置された緑地帯の撫育管理が適切に行われるよう、国の機関と協議し、その管理受託を継続して行います。また、東富士演習場内に設置された調節地について、国の委託を受け、除草及び排砂事業を行い、調節地の機能保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地帯撫育管理</li> <li>・防災調節地保全管理</li> </ul>

**【施策の大綱 3】 安全・安心に住み続けられるまち（環境・防災・医療・福祉）**

施策の柱	<b>3-3 安全な生活と交通の確保</b>
ありたい姿	行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故発生件数が減少し、誰もが安心して暮らしています。
施策の柱の方向性	地域や関係団体と行政が一体となって防犯体制を強化するほか、市民の消費生活の安定と向上を図ることにより、安全・安心な地域社会の実現を目指します。また、交通安全教育の充実を図るとともに、自治会要望や通学路点検を活用し、有効かつ適切な歩道設置や通学路整備を行うことにより、高齢者の安全確保や、児童生徒の通学時の安全を確保します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪発生件数</li> <li>・ 交通事故発生件数</li> <li>・ 交通事故相談件数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1)防犯体制の充実</b>	少子高齢化や核家族化により、地域でのコミュニケーションが不足する中、犯罪が多様化しているため、防犯メールの普及を進め、警察や防犯団体と連携し防犯活動を進めます。また、防犯灯の高照度化等、防犯施設の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯教室・防犯キャンペーンの実施</li> <li>・ まもメールによる防犯情報の配信</li> <li>・ 防犯パトロールの実施</li> <li>・ 防犯施設等の整備</li> </ul>
<b>(2)消費者支援の充実</b>	市民の消費生活の安定と向上を図るために設置されている消費生活センターと、消費者が消費生活の安定と向上をはかる消費者団体が連携し、共通の課題に協力協同して市民への周知・啓発を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活センター関係事業</li> <li>・ 消費者行政推進事業</li> </ul>
<b>(3)交通安全体制の充実</b>	高齢者の交通事故数増に係り、高齢者ドライバーへの交通安全教育の充実を図ります。また警察や交通安全指導員等と連携しながら、交通安全運動や交通安全施設整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全教室の実施</li> <li>・ 裾野市交通安全指導員との連携</li> <li>・ 交通安全運動の実施</li> <li>・ 交通安全施設等の整備</li> </ul>
<b>(4)歩道や通学路の整備</b>	児童・生徒をはじめとした歩行者の安全を確保するため、静岡県通学路交通安全プログラムによる合同点検を実施し、歩道や通学路の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同点検の実施</li> <li>・ 通学路の危険箇所の安全対策</li> <li>・ 歩道の設置</li> <li>・ 通学路の整備</li> </ul>
<b>(5)被害者等の救済</b>	交通災害共済や交通事故相談などにより、交通事故の被害者の救済を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駿東地区交通災害共済の運営</li> <li>・ 交通事故相談</li> </ul>

**【施策の大綱 3】 安全・安心に住み続けられるまち（環境・防災・医療・福祉）**

施策の柱	<b>3-4 安心して暮らせる地域医療体制の確保</b>
ありたい姿	妊娠、出産及び子育てに関する必要な情報や支援が提供され、不安や悩みが軽減されています。
施策の柱の方向性	地域において、効率的で効果的な医療提供体制の継続及び地域の休日夜間等の救急医療体制等の持続性を確保します。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険の適正な事業運営を行います。さらに、保健事業を実施し、重症化の予防や適切な医療を受けられる環境を整えることで、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険特定健康診査受診率</li> <li>・身近にかかりつけ医がいる人</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 休日夜間等救急医療体制の継続</b>	地域の休日夜間救急医療体制等の持続性を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼津夜間救急医療センターの運営</li> <li>・在宅輪番制による救急医療等の実施</li> <li>・在宅輪番制による歯科休日救急医療等の実施</li> </ul>
<b>(2) 国民健康保険事業の運営・充実</b>	国民健康保険等の被保険者が安心して医療を受けられるよう制度改革などにも的確に対応した健全な事業運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業の適切な運用</li> <li>・特定健康診査、特定保健指導</li> <li>・健全な国民健康保険財政の運営</li> </ul>
<b>(3) 後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実</b>	保険者である静岡県後期高齢医療広域連合と共に、後期高齢者医療保険の運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度の運営</li> <li>・後期高齢者医療保険の保健事業</li> </ul>

**【施策の大綱 3】 安全・安心に住み続けられるまち（環境・防災・医療・福祉）**

施策の柱	<b>3-5 地域で支え合う福祉の充実</b>
ありたい姿	地域での生活支援が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています。
施策の柱の方向性	医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制が整ったまちを目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の介護認定率（介護・支援）</li> <li>・障がい者の法定雇用率</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
(1) 地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進	市民の地域福祉への理解を深めることで、助け合うことができる暮らしやすい地域となるよう地域共生社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者見守りネットワークの運営</li> <li>・在宅医療・介護連携推進会議の開催</li> </ul>
(2) 地域福祉サービスの充実	ボランティア活動への参加を推進するなど、地域に触れる機会を多く設けることで住民一人ひとりが主役となって、地域の各種団体・ボランティア・福祉サービス提供者・行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら共に生き支えあう社会を実現することを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体の支援</li> </ul>
(3) 高齢者の活動的な暮らしの支援	高齢者がもつ知識・技術・経験を活かすことのできる場と機会を確保し、裾野シニアクラブやシルバー人材センター等の高齢者の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー生きがい教室</li> <li>・裾野シニアクラブの活動支援</li> <li>・シルバー人材センターの活動支援</li> </ul>
(4) 福祉サービスの充実	高齢者や要介護認定者、障害のある方、子育て世帯、生活困窮者等を対象に、できるだけ細かいニーズに対応できるよう福祉サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報システム事業</li> <li>・生活困窮者等の自立支援</li> </ul>
(5) 国民年金事業の運営・充実	国民年金の加入手続きと国民年金への加入啓発を、日本年金機構と連携して行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金事業の適切な運用</li> </ul>
(6) 介護保険事業の運営・充実	要介護・要支援の状態となった時、希望するサービスが受けられるよう充実した介護事業の運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業の充実</li> <li>・高齢者の居場所づくり</li> <li>・地域密着型サービスの充実</li> </ul>
(7) 障がい福祉サービスの充実	障がいを持つ方々が、地域でその人らしい生活を送るためには、個々の特性やライフステージに応じたサービス提供を行い、生活のサポートを行います。また、障がいを持つ方が社会に出て生けるようなサポートも行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援サービスの支給</li> <li>・就労促進</li> <li>・障がい者スポーツ教室</li> </ul>

## 【施策の大綱 4】

### 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち

#### (都市・交通・社会基盤)

##### < 施策の柱 >

4 - 1	次世代型近未来都市の形成.....	20
4 - 2	駅周辺等の拠点づくりと多様な世代の交流の促進.....	21
4 - 3	良好な景観と良質な住環境の形成 .....	22
4 - 4	誰もが移動しやすい交通環境の整備.....	22
4 - 5	利便性の高い道路網の整備・保全 .....	23
4 - 6	豊かで良質な水道水の安定供給.....	24
4 - 7	衛生的で快適な下水道の整備・保全.....	24

**【施策の大綱 4】 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（都市・交通・社会基盤）**

施策の柱	<b>4-1 次世代型近未来都市の形成</b>
ありたい姿	先進技術の活用等により、地域課題が克服され、市民の暮らしが便利で豊かになっています。
施策の柱の方向性	労働力人口の減少や超高齢化社会を見据え、先進技術の活用による市民の移動手段の確保や耕作放棄地の解消といった地域課題の解決に資する実証実験や社会実装を行うことにより、市民生活を豊かにすることを目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進技術を活用した実証実験数</li> <li>・規制の特例措置提案件数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) ウーブン・シティの実現に向けた支援</b>	全庁一丸となって、ウーブン・シティの実現に必要な各種行政手続きについて、スピーディーな支援・対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種行政手続きの支援</li> </ul>
<b>(2) ウーブン・シティと連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進</b>	ウーブン・シティ周辺の地域に人や機能を誘導・集約するため、岩波駅周辺や深良新市街地整備も視野に入れながら、ウーブン・シティと連携したコンパクトなまちを形成するとともに、郊外の地域とのネットワークの形成により、市域全体の持続的な発展を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウーブン・シティと連携した取組</li> <li>・岩波駅周辺の整備</li> <li>・深良新市街地整備との連携</li> <li>・職住近接のまちづくりに向けた住宅地の確保</li> <li>・新たな事業用地の調査・検討</li> </ul>
<b>(3) 計画的土地利用の推進</b>	市の均衡ある発展を目指すため、土地利用事業に関する指導要綱の基準の検証を行います。 地籍調査を実施し、財産の保全、土地に関する経済活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光レクリエーション拠点、産業拠点の活用</li> <li>・第7次10箇年計画に基づく地籍調査</li> </ul>
<b>(4) 規制緩和の要望</b>	ウーブン・シティを含む裾野市内において、現行法では実現が難しい取組みに対し、特区制度を活用するなど、国等に対し規制緩和を要望します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制の特例措置の提案</li> </ul>

**【施策の大綱 4】 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（都市・交通・社会基盤）**

施策の柱	<b>4-2 駅周辺等の拠点づくりと多様な世代の交流の促進</b>
ありたい姿	駅周辺等の生活サービスが充実し、市民が快適に暮らしています。
施策の柱の方向性	駅を交通結節点として位置づけ、駅周辺等に計画的に都市機能を集約し、中心市街地の整備・活性化により、多様な世代の交流が促進されるなど、まちの魅力の向上を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導施設の充足率</li> <li>・居住誘導区域内の人口密度</li> <li>・裾野駅・岩波駅利用者数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 裾野駅周辺整備の推進</b>	裾野駅周辺の拠点性の向上に向けて、都市機能の誘導、土地利用転換の促進のため、裾野駅西土地地区画整理事業により、公共施設と宅地を一体的に面的整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の整備</li> <li>・宅地の整備</li> <li>・裾野駅西口駅前広場の整備</li> </ul>
<b>(2) 岩波駅・東名裾野IC 周辺整備の推進</b>	JR 岩波駅・東名高速道路裾野インターチェンジ周辺地区を核とした北部地域は、当市の産業拠点と居住の拠点としての性格を持つことから、北部地域全体のまちづくりの検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩波駅周辺整備</li> <li>・北部地域まちづくりの取組</li> </ul>
<b>(3) 深良新市街地整備の推進</b>	交通利便性を備えた新たな地域生活拠点の形成を検討します。拠点形成にあたっては、利便性の高い快適な居住環境を創出するため、土地地区画整理事業などの計画的な都市基盤整備を検討します。 深良新市街地構想の実現に向け、地域の機運の盛り上げや、合意形成を図ります。 民間活力の導入など様々な手法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画等の調整</li> <li>・深良地区まちづくり支援</li> </ul>
<b>(4) 市街地の低未利用地の活用</b>	計画的かつ健全な土地利用の誘導により、都市機能や居住の集約化を図り、利便性と快適性を備えた質の高い市街地の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低未利用地の活用促進</li> </ul>

**【施策の大綱 4】 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（都市・交通・社会基盤）**

施策の柱	<b>4-3 良好な景観と良質な住環境の形成</b>
ありたい姿	裾野らしさを活かした良好な景観や良質な住環境が形成され、市民が安心して暮らしています。
施策の柱の方向性	裾野市の長をを活かし、地域景観と調和した景観形成を図るために、市民、事業者、行政が協働し魅力ある景観の形成を図ります。また公園について、行政と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民参加による公園の維持管理を促進します。 適正な建築確認・検査業務を通じ、市内の建築物の安全性を確保します。また、建築物の耐震化により安全・安心で快適な居住空間の形成を促進します。加えて、今後の増加が見込まれる空き家について、発生予防や利活用を図るなどの対応を図ります。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の確保目標水準</li> <li>・人口1人当たりの都市公園の整備面積</li> <li>・住宅の耐震化率</li> <li>・戸建ての空き家数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
(1) 魅力ある景観の形成	富士山の眺望を始めとする市の特徴を生かし、美しい「富士の裾野の裾模様」を将来にわたり育み伝えていくことができるよう、景観形成基本計画に基づく景観形成施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成に関する表彰制度の運用</li> <li>・屋外広告物の更新許可</li> </ul>
(2) 公園・緑地の整備、維持管理	身近な公園をより効果的に活用するため、公園の特徴や地域特性に合った維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設公園の管理</li> </ul>
(3) 安全で良質な住宅ストックの形成	適正な建築業務およびプロジェクト TOUKAI-0（トウカイゼロ）による耐震助成により、安全で良質な住宅ストックの形成を目指すとともに、増加が見込まれる空き家の実態を調査し対応を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認・検査業務の実施</li> <li>・木造住宅耐震補強助成事業</li> <li>・空き家調査及び対応</li> <li>・住宅相談および各種助成事業制度の周知・啓発</li> <li>・住生活基本計画の見直し</li> </ul>
(4) 市営住宅の整備、維持管理	公営住宅の必要供給量を見極め、市営住宅の整備方針を定めます。併せて計画的に維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等長寿命化計画見直し</li> <li>・新稲荷団地の計画的な維持修繕</li> </ul>

**【施策の大綱 4】 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（都市・交通・社会基盤）**

施策の柱	<b>4-4 誰もが移動しやすい交通環境の整備</b>
ありたい姿	市民等が移動に困ることがない環境が整っています。
施策の柱の方向性	市民と公共交通事業者の相互理解と協力により公共交通網を維持・確保するとともに、新たな公共交通システムの検討・導入を進めることにより、誰もが移動しやすい交通環境の整備を目指します。
成果指標	・「バス路線や便数」の満足度

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
(1) 公共交通網の維持・確保	公共交通として維持・確保が必要であると合意形成が図られた路線について、事業者に対し運行経費の一部を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線への市単独補助</li> <li>・バス・タクシー利用助成券の交付</li> <li>・公共交通マニュアルに沿った移動手段の確保</li> </ul>
(2) 新たな公共交通システムの検討・導入	公共交通利用者や公共交通未利用者（潜在的な利用者）のニーズを的確に捉えた公共交通網の形成を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通網形成計画の改定</li> </ul>
(3) 市民・公共交通事業者との調整	市民、公共交通事業者との情報共有を図りつつ、利用促進に向けた活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化協議会の運営</li> <li>・バス利用啓発事業</li> <li>・バスの乗り方教室</li> </ul>

**【施策の大綱 4】 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（都市・交通・社会基盤）**

施策の柱	<b>4-5 利便性の高い道路網の整備・保全</b>
ありたい姿	市民をはじめ、裾野市に訪れた人が快適に道路を利用しています。
施策の柱の方向性	周辺環境の交通事情に沿った都市計画道路の重点的な整備と、市街化区域内の土地利用の促進や生活道路の利便性の向上に向けた東西地区道路整備計画を基本とした狭隘道路整備を推進します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路橋定期点検実施率</li> <li>・道路橋補修件数</li> <li>・道路照明灯補修件数（LED化を含む）</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 広域幹線道路の整備</b>	国道 246 号線の渋滞解消対策の一環として、御殿場市と連携し、(仮称) 神山深良線の整備を促進します。	・(仮称) 神山深良線の整備
<b>(2) 主要幹線道路の整備</b>	都市計画道路の建設促進と主要な市道の計画的な整備を推進し、市民生活の利便性の向上と環境の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路（平松深良線、水窪深良線）の整備</li> <li>・都市計画道路沿道の用途地域見直し</li> </ul>
<b>(3) 生活道路の整備</b>	自治会要望の対応を中心とした狭隘道路の拡幅整備を推進します。	・狭隘道路整備事業
<b>(4) 道路の管理・維持補修</b>	道路橋は橋梁長寿命化修繕計画に位置付けられた橋梁及び定期点検結果により修繕が必要と判断された橋梁の修繕を推進します。 また、道路ストックは安全性の向上及び道路並びに構造物の延命を目的に修繕を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路橋定期点検の実施</li> <li>・道路橋修繕の実施</li> <li>・道路照明等の修繕</li> <li>・道路舗装の修繕</li> </ul>

**【施策の大綱 4】 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（都市・交通・社会基盤）**

施策の柱	<b>4-6 豊かで良質な水道水の安定供給</b>
ありたい姿	施設の健全化により、市民に安全で良質な水が安定的に供給されています。
施策の柱の方向性	水道管の布設及び管理を適正かつ合理的に行うなど、水道の基盤を強化することにより、市民に良質な水を安定的に供給することを目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率</li> <li>・管路の耐震化適合率</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 上水道施設の更新</b>	安定した上水の供給を維持するため、計画的で効率的な施設の更新に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した配水池等の更新工事</li> <li>・老朽化した配水管等の更新工事</li> </ul>
<b>(2) 水道事業経営の健全化</b>	経営の効率化、最適化を推進し、水道料金の適正な見直しを含め、健全な事業経営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な給水原価、供給単価の設定 (給水原価/供給単価)</li> </ul>
<b>(3) 簡易水道施設の更新</b>	安定した簡易水道の供給を行うため、老朽した配水管の更新に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した配水管等の更新工事</li> </ul>

**【施策の大綱 4】 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（都市・交通・社会基盤）**

施策の柱	<b>4-7 衛生的で快適な下水道の整備・保全</b>
ありたい姿	健全な下水道事業の経営により、衛生的で快適な環境整備が行われています。
施策の柱の方向性	将来にわたり下水道事業の健全な運営を可能とするため、自らの経営等についての的確な状況把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化を行います。また、下水道事業は、都市の健全な発達及び公益衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を資することを目的するものであり、「浸水防除」「公益衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を、大きな目的として事業を進めます。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料収入額</li> <li>・汚水処理普及率</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 下水道の整備と保全</b>	事業計画に基づいた下水道管路整備と老朽化する施設の保全を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠整備</li> <li>・施設の維持保全</li> </ul>
<b>(2) 安定的な使用料収入の確保</b>	平成 30 年度から公営企業会計を適用したことにより、下水道事業の経営成績や財政状況等の経営状況を正確に把握することが可能となったため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発活動</li> <li>・使用料の適正化</li> </ul>

## 【施策の大綱 5】

### 時代のニーズに応えられるまち

#### (住民自治・都市経営)

##### < 施策の柱 >

5-1	住民自治によるコミュニティの促進.....	26
5-2	すその魅力を高めるシティプロモーションの推進.....	27
5-3	市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進.....	28
5-4	公共施設等マネジメントの推進.....	29
5-5	安定した行財政運営の推進.....	29
5-6	時代の変化に対応できる人材の育成と組織体制の構築.....	30
5-7	開かれた議会運営の支援.....	30

**【施策の大綱 5】 時代のニーズに応えられるまち（住民自治・都市経営）**

施策の柱	<b>5-1 住民自治によるコミュニティの促進</b>
ありたい姿	住民が主体的に地域課題の解決に取り組んでいます。
施策の柱の方向性	市民の暮らしを巡る課題が多様化・複雑化する中、課題を解決するため、市民と行政が話し合い、お互いが新たな役割を見出すまちづくりを目指します。また、地域住民が自主的・主体的に活動するコミュニティ活動を支援していきます。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や団体などの活動の満足度</li> <li>・自治会加入率</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1)自治会（区）、市民活動団体や企業等との連携推進と活動支援</b>	市民活動センターと連携し、市民活動団体の相談や情報提供、新たに市民活動を始める方々を対象にした講座などを実施します。また、市民協働によるまちづくりを推進するため、自治と協働を一体とした地域づくりを促進し、自治会（区）、市民活動団体、学校、企業、行政などが、それぞれ連携できるようコーディネートしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動センターの運営委託</li> <li>・市民協働によるまちづくり計画に基づく活動の実施・計画の見直し</li> <li>・自治会（区）の学習の場の創出や活動支援</li> </ul>
<b>(2)コミュニティ活動の環境整備</b>	コミュニティ活動を行う拠点の整備、運営を行います。また、地域課題を相談しやすい機会づくりや、地域のために活動しやすくする雰囲気づくりにも努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各コミュニティセンターの管理運営</li> <li>・地区集会所の整備</li> </ul>
<b>(3)協働に対する行政職員の意識改革</b>	行政職員が市民協働事業を正しく理解し、その手法を用いて地域で活動する団体等と連携して事業を進めていくことができるよう、研修会等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への学習機会の提供</li> <li>・職員の地域活動を支援する環境の整備</li> </ul>

**【施策の大綱 5】 時代のニーズに応えられるまち（住民自治・都市経営）**

施策の柱	<b>5-2 すその魅力を高めるシティプロモーションの推進</b>
ありたい姿	裾野市の魅力が市内外に広がり、すそのファンが増えています。
施策の柱の方向性	東京から 100km 圏内でありながら、富士山を始めとする豊かな自然環境に恵まれた地勢を効果的に情報発信し、当市の知名度や認知度を高め、定住人口・交流人口が増加する、魅力的で市民満足度の高い地域づくりを目指します。 広報紙やウェブサイト、プレスリリースなど、多様な広報媒体を組み合わせ、年齢や性別など関わりなく、すべての方が、正しくわかりやすい情報入手し利用できるように努めます。市が実施する施策などへのパブリックコメント制度のPR に努めます。これらの取組みを通じて、市民と行政が対等に意見を出し合い、共にまちづくりについて考え合う地域づくりを目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域（すその）が好きだと思える市民の割合</li> <li>・新聞社の市関連記事掲載件数</li> <li>・報道機関への情報提供件数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) シティプロモーションの強化・充実</b>	情報誌「すそのスタイル」の発行をとおして、テーマに沿った市内の魅力や現在の姿を市内外に発信します。市マスコットキャラクター“すそのん”などのツールを活用し、市の認知度向上や市への愛着心を高めます。また、効果的な市政情報の発信を行います。映画・ドラマなどの映像作品のロケを誘致・支援し、その支援作品を活用した市の認知度アップ・イメージアップを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌「すそのスタイル」発行</li> <li>・市マスコットキャラクター“すそのん”などのツールを活用したPR</li> <li>・フィルムコミッション事業の推進</li> <li>・重点施策のシティプロモーションの展開</li> </ul>
<b>(2) 裾野市らしいライフスタイルの提案による定住・移住の促進</b>	東京まで通勤が可能な地域として、東京圏在勤在住者の移住や、ふるさと回帰を促進します。そのための情報発信や、不動産情報の収集に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住セミナーへの出席</li> <li>・市内体験ツアーの実施</li> </ul>
<b>(3) 情報発信の強化</b>	市内外への情報発信のため、イベントや市の取組み等を報道機関へ積極的かつ効果的に情報提供することで、取材や記事になる機会の拡大を図ります。広報紙の発行や広報無線、市公式ウェブサイト、フェイスブックなどの SNS を活用し、正確で有益な情報を伝えていきます。また、市政情報や市民情報、市の魅力などを効果的に発信するほか、市長の戦略などについて、記者会見等を通じて、的確に広報します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な報道提供・情報発信</li> <li>・広報紙や市ウェブサイト等による情報発信</li> <li>・記者会見等による市長戦略の発信</li> </ul>
<b>(4) 市民意見の市政への反映</b>	声のポストや市政への要望メールの対応、パブリックコメント制度の運用により、市民の意見を市政に反映させていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声のポスト・市政への要望メールによる広聴</li> <li>・パブリックコメント制度の運用</li> </ul>

**【施策の大綱 5】 時代のニーズに応えられるまち（住民自治・都市経営）**

施策の柱	<b>5-3 市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進</b>
ありたい姿	スマート自治体が形成され、市民サービスが向上しています。
施策の柱の方向性	スマート自治体の実現に向けて、各種デジタル化、データの公開、データに基づく政策立案を目指します。また、ICTの導入により業務を改善し、市民サービスの向上を目指します。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの交付率</li> <li>・ICT化による業務改善件数</li> <li>・オープンデータを利用した事業数</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) スマート自治体の構築・運用</b>	総合的な情報基盤を整備し、効率的なスマート自治体を構築・運用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な情報基盤の整備・運用</li> <li>・セキュリティ対策の実施と体制の改善強化</li> </ul>
<b>(2) データ利活用の推進</b>	地域の課題解決のため、官民が保有するデータの利活用を推進します。 また、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」（デジタルディバイド）の解消に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ利活用型人材の育成</li> <li>・オープンデータ推進の加速化</li> <li>・データの標準化の推進</li> <li>・位置情報・地図情報等の活用の推進</li> <li>・高齢者等のICT利活用支援</li> </ul>
<b>(3) 各施策へのICT導入の推進</b>	業務を棚卸ししつつ、新技術を常に捕捉し、必要な技術を過不足無く柔軟に導入して、地域の課題解決や効率的な行政運営に繋げていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT化・自動化（AI・RPA）等による業務の効率化・スリム化</li> <li>・マイナンバーカードの活用の推進と行政手続きのオンライン化の推進</li> <li>・市域を超えたデータ利活用の推進</li> <li>・データ利活用・デジタル技術がもたらす新しい社会への対応</li> </ul>

**【施策の大綱 5】 時代のニーズに応えられるまち（住民自治・都市経営）**

施策の柱	<b>5-4 公共施設等マネジメントの推進</b>
ありたい姿	公共施設の適正な管理・活用が進んでいます。
施策の柱の方向性	公共施設を市民が安心して利用できるよう、総量の最適化、機能・サービスの最適化、維持保全の最適化、運営の最適化を目指します。
成果指標	・公共建築物の総資産量（公共施設の延床面積）

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 公共施設等マネジメントの推進</b>	公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って総合かつ計画的な管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の適正管理</li> <li>・公共施設の総量縮減</li> <li>・公共施設の計画的な保全及び効率的な運営</li> <li>・借地の計画的な解消</li> <li>・公共施設等建築技術支援</li> </ul>

**【施策の大綱 5】 時代のニーズに応えられるまち（住民自治・都市経営）**

施策の柱	<b>5-5 持続可能な行財政運営の推進</b>
ありたい姿	健全な財政運営と効率的な行政運営が行われており、行政は適正で効率的な賦課徴収事務を執行し、納税者は納期限内に納付しています。
施策の柱の方向性	適切な政策立案、計画的な予算執行により効率的、効果的な行政運営を目指します。併せて、自主財源の確保と効果を踏まえた歳出予算の編成、市債と基金の適正な管理を行い、市民に対してわかりやすい情報発信に取り組みます。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来負担比率</li> <li>・ 実質公債費率</li> <li>・ 個人住民税徴収率</li> </ul>

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 効率的な行政運営の推進</b>	<p>厳しい財政状況を踏まえ、市の財産の有効活用や処分など、戦略的に管理します。</p> <p>競争性と品質の確保に適した入札・契約方法の採用を促進するとともに、適正で透明性の高い事務の執行を推進します。</p> <p>統一的な文書管理方法を定着させ、効率的な業務遂行と適正な個人情報管理のもと、情報公開を充実させます。</p> <p>効率的、効果的な行政経営を目指すため、職員の改善意識の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市有財産の有効活用拡大及び売却の推進</li> <li>・ 競争性と品質の確保に適した入札・契約方法の採用促進</li> <li>・ 入札・契約事務の適正な執行</li> <li>・ 統一的な文書管理方法の定着</li> <li>・ 改善報告及び提案活動</li> </ul>
<b>(2) 健全な財政運営の推進</b>	<p>予算の編成・公表を行います。</p> <p>財務書類を作成、公表するとともに、財政状況の分析や改善を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳入確保</li> <li>・ 歳出抑制</li> <li>・ 起債発行の抑制</li> </ul>
<b>(3) 公正な税務の執行</b>	<p>適正な税務を執行するため、正確な賦課のためのデータ整備、調査を行います。また、規程による公正な徴収事務を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な徴収事務</li> <li>・ 適正な賦課事務(住民税関係)</li> <li>・ 適正な賦課事務(固定資産税関係)</li> </ul>
<b>(4) 適正な会計処理の管理</b>	<p>各部署における手続きを審査の上、収入と支払の事務処理を行うほか、基金の運用、決算の調整を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な会計処理の徹底</li> <li>・ 基金の運用</li> </ul>
<b>(5) 東富士演習場関連の調整・対策</b>	<p>東富士演習場における利害関係者等と演習場使用者との間の諸問題について、円滑な処理が図れるよう、連絡調整を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東富士演習場使用協定運用委委員会</li> </ul>
<b>(6) 監査機能の充実強化</b>	<p>厳しい社会・経済環境の中、住民から信頼される行政運営を確保していくため、地方公共団体自らの内部のチェック機能を高めていくことが重要であり、市から独立した執行機関として、監査機能の一層の充実強化が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査計画に基づく監査の実施に向けた支援</li> </ul>

**【施策の大綱 5】 時代のニーズに応えられるまち（住民自治・都市経営）**

施策の柱	<b>5-6 時代の変化に対応できる人材の育成と組織体制の構築</b>
ありたい姿	仕事や市民の課題に的確に対応し、職員の信頼度が向上しています。
施策の柱の方向性	市民生活の向上を図る新たな価値を生み出すため、常に市政を取り巻く状況と変化を敏感に捉え、新たなことにもチャレンジ精神を持って取り組んでいくことを目指します。 市民や地域の声に耳を傾け寄り添うとともに、まちづくりの現状や課題を市民と共有し、課題解決や施策展開を市民・地域とともに取り組んでいくことを目指します。
成果指標	・研修内容を理解できた職員の割合 ・人事評価による執務意欲の向上度

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 中長期的な視点に立った人材育成の実施</b>	人材育成は職業生活を通じた人間的成長と自己実現との統合を図っていくことが必要であり、『職員研修』『職場風土づくり』『人事管理』を相互に連携させることで職員の能力向上を図ります。	・職員研修 ・人事評価制度の活用
<b>(2) 行政課題に適応した組織体制の構築</b>	社会経済上状況などの変化や市長方針を踏まえ、施策遂行及び事務執行を効率的かつ効果的に進めるため組織改編の検討を行います。	・組織体制と事務事業の検証、検討及び見直し

**【施策の大綱 5】 時代のニーズに応えられるまち（住民自治・都市経営）**

施策の柱	<b>5-7 開かれた議会運営の支援</b>
ありたい姿	議会活動が分かりやすく市民に周知され、議会活動に興味・関心を持つ市民が増えています。
施策の柱の方向性	議会活動を開かれたものとするための前提として、議会の活性化が必須です。市民福祉の向上及び市政発展のため、議会はその役割を果たすべく、議会基本条例の理念に基づき工夫、改善を重ね活動していきます。その内容を様々な方法で市民に分かりやすく伝え、また、市民より様々な意見を聞く場を持ち、議会活動に興味・関心を持つ市民を増やし、議会活動を開かれたものとすることを目指します。
成果指標	・議会傍聴者数

施策実現の手段（基本事業）

基本事業	内容	主な取組み
<b>(1) 議会の活性化支援</b>	明るく、良好な議場環境の整備を進めるとともに、快活な議論の場となるよう、議員の資質の向上と議会の議決機関としての機能強化、活性化を図るため、議員の調査・研究・研修、議員間の議論や政策討論の実施への支援を行います。	・議場の音響等の調整等 ・広域研修への参加 ・政策討論会の実施
<b>(2) 情報提供機能の充実</b>	議会の意思決定や、委員会の議論などについて、市民と情報や意見を交換する議会報告の実施を支援するとともに、市民が正確で容易に情報収集できる環境を整えます。	・議会報告会の実施